

今年も残すところ2ヵ月となり、年末調整を行う時期が近づいてまいりました。
今回は、令和6年分の年末調整につきまして、昨年との変更点を定額減税を中心にご紹介いたします。

【1】 令和6年分所得税の定額減税の実施

令和6年分所得税について、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されています。
年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額（年調減税額）を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

(1) 年末調整の際に定額減税の対象となる人

原則

年末調整の対象となる人

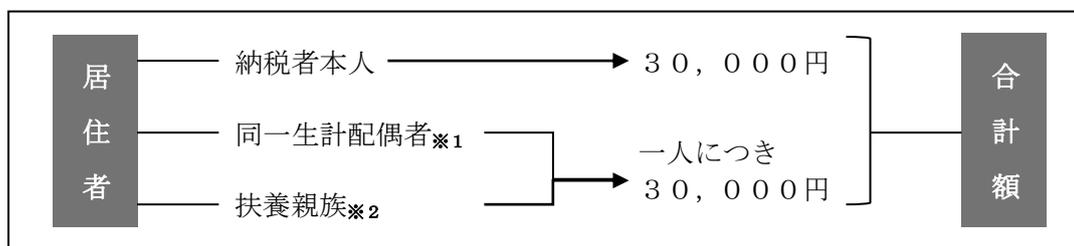
例外

年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については対象外

- ※ 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを確認する際には、基礎控除申告書などにより把握した合計所得金額を用います。
- ※ 基礎控除申告書などの提出がなく、給与所得者の合計所得金額の見積額の確認ができない場合は、給与所得者から合計所得金額の見積額の通知を受け、年調減税の対象か判断することになります。
なお、この通知については、口頭やメール等でも差し支えありません。

(2) 年調減税額の計算

年調減税額は、「本人 30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき 30,000円」との合計額です。



※1 「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」にその配偶者を記載して提出する必要があります。

※2 扶養控除等申告書に記載がなく、従業員等から扶養親族の氏名等が記載された「年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出を受けた場合、そこに記載されている扶養親族も加算対象とします。

(3) 年調減税額の控除

年調減税額は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）を限度として、その年調所得税額から控除します。

住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）	
年調減税額控除後の年調所得税額	年調減税額

また、年調減税額を控除した金額に 102.1% を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

(4) 年末調整の計算に当たっての注意点

国税庁作成の「令和 6 年分給与所得に対する源泉徴収簿」の「年末調整」欄は、年調減税額の計算に対応していません。そのため、年調減税額の控除等の計算に対応した「令和 6 年分年末調整計算表」と「年末調整計算シート（令和 6 年用）」（Excel）の様式を公表しています。また、源泉徴収簿の余白部分等を用いて計算することも可能です。

(5) 給与所得の源泉徴収票に記載する事項

年末調整をした給与等については、源泉徴収票の「(摘要) 欄」に定額減税に関する事項を次のように記載します。

記入事項	記入する内容
源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	実際に控除した年調減税額
控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（ない場合は「0円」）
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額 1,000 万円超の人が、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入※

※ 同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、「減税有」の追記で差し支えありません。

【2】 給与所得者の保険料控除申告書の記載事項の簡素化

令和 5 年度の税制改正において、令和 6 年 10 月 1 日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について、下記 2 点の記載が不要とされました。

- ① 申告者（給与所得者）が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合におけるこれら親族等の続柄
- ② 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の続柄

そのため、令和 6 年分の保険料控除申告書において続柄欄が削除されています。

ご不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお気軽にお問い合わせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。